

2021年6月25日

お客さま 各位

株式会社 みちのく銀行

生体情報の新規登録および再登録のお取扱い中止について

平素は、当行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、業務の見直しを行いICキャッシュカードとクレジット一体型カードへの生体情報の新規登録および再登録のお取扱いを終了させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

当行では、これからもお客さまにご満足いただけるよう、サービスの向上に取り組んでまいりますので、引続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 生体情報の新規登録のお取扱いについて
今後、ICキャッシュカードとクレジット一体型カードにおける生体情報の新規登録について、お取扱いを終了させていただきます。
2. 再発行したICキャッシュカード等の取扱いについて
再発行したICキャッシュカードや更新発行したクレジット一体型カードにつきましても、生体情報の再登録のお取扱いを終了させていただきます。また再発行したICキャッシュカードや更新発行したクレジット一体型カードに対し、旧カードの生体情報のコピーはできません。
3. 生体情報が登録されたICキャッシュカードのお取扱いについて
今までと同様に生体情報をご利用した取引は可能です。生体認証装置が設置されていないATM等をご利用の場合、生体情報を使用した取引はご利用できません。

4. 預金口座のお取扱いについて

生体情報が登録されたICキャッシュカードやクレジット一体型カードの預金口座については、ご解約する必要はございません。

5. 1日あたりの1口座のATM合計支払限度額について

生体情報の新規登録および再登録のお取扱いを終了しても、1日あたりの1口座のATM合計支払限度額に変更はございません。

【1日あたりの1口座のATM合計支払限度額】

ATM取引	利用限度額	対象取引
現金支払	うち 100万円	現金支払
振込 振替	合計 200万円	カード振込 振替

※満70歳以上の個人取引先につきましては、取引条件により1日あたりの現金支払・振込・振替の合計支払限度額を30万円に制限いたします。

6. 生体情報の新規登録および再登録の終了日

2021年7月30日（金）

以上